

だい 12 かい かいけんとうかいぎ けっていじこう
第 12 回 検討会議における 決定事項

けんとうかいぎ いいん そうい さいしゅう つぎ てん も こ
「検討会議」委員の総意として、「最終まとめ」に次の点を盛り込むこと。

しょうがい じょせい はらすめんと とりあつか
1 「障害のある女性」「ハラスメント」の取扱い

- しょうがい じょせい もんだい じょうれい なか なん かたち も こ
・ 「障害のある女性」の問題について、条例の中に何らかの形で盛り込むべきこと。
- はらすめんと どうよう じょうれい なか なん かたち も こ
・ 「ハラスメント」についても同様に、条例の中に何らかの形で盛り込むべきこと。

ごうりてきはいりょ とりあつか じぎょうしゃ ぎむづ どりよくぎむ
2 「合理的配慮」の取扱い（事業者に義務付けるか、努力義務にするか）

- じぎょうしゃ ごうりてきはいりょ ていきょう じょうれいせこうどき どりよくぎむ ふみん
・ 事業者による「合理的配慮の提供」について、条例施行時は努力義務とし、府民
しんとう じょうけん ととの ぎむづ てきとう
への浸透など、条件が整えば、義務付けることが適当であること。

そうだん ちょうせいたいせい かた じっこうせい かくほ
3 相談・調整体制のあり方、実効性の確保

- そうだん じょうれい もと あら そうだんたいせい こうちく さい しんし
・ 相談について、この条例に基づく新たな相談体制を構築すること。その際、真摯に
たいおう じんせん はいりょ だいさんしゃきかん じっこうせい じゅうぶん
対応できるよう人選に配慮すること。また、第三者機関についても、実効性が十分に
かくほ しんし たいおう じんせん はばひろいめんぼー こうせい はいりょ
確保されるよう、真摯に対応できる人選と、幅広いメンバー構成に配慮すること。